

国立大学法人東京外国語大学における 教員の任期に関する規程

〔平成 21 年 3 月 31 日〕
規 則 第 51 号

改正 平成 21 年 5 月 19 日規則第 151 号 平成 23 年 3 月 31 日規則第 24 号
平成 23 年 11 月 22 日規則第 45 号 平成 24 年 3 月 27 日規則第 52 号
平成 25 年 3 月 26 日規則第 24 号 平成 27 年 3 月 24 日規則第 39 号
平成 28 年 3 月 25 日規則第 36 号 平成 29 年 3 月 21 日規則第 30 号
平成 30 年 4 月 24 日規則第 12 号 令和 7 年 1 月 21 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）における教員の任期に関し必要な事項を定める。

(教育研究組織及び職種)

第 2 条 任期を定めて採用する教員の職等は、別表に定めるとおりとする。

(同意)

第 3 条 学長は、任期を定めて教員を採用する場合、文書により、採用される者の同意を得なければならない。

(テニユア・トラック教員の任期の特例)

第 4 条 任期を定めてテニユア・トラック制の職に採用された教員（以下「テニユア・トラック教員」という。）は、当該任期中に次の各号に掲げる休業等を取得した場合は、当該休業等の期間(当該任期中の期間に限る。)の範囲において、任期の延長を学長に申し出ることができる。ただし、再任されたテニユア・トラック教員は、任期の延長を申し出ることにはできない。

- (1) 産前産後休暇(国立大学法人東京外国語大学職員勤務時間、休暇等に関する規程(平成 16 年規則第 53 号)第 24 条第 1 項第 6 号及び 7 号に掲げる特別休暇をいう。)
- (2) 育児休業(国立大学法人東京外国語大学職員育児休業等規程(平成 16 年規則第 58 号)第 3 条又は第 9 条の 2 の規定に基づく育児休業(30 日以上連続したものに限る。)をいう。)
- (3) 介護休業(国立大学法人東京外国語大学職員介護休業規程(平成 16 年規則第 59 号)第 3 条の規定に基づく介護休業(30 日以上連続したものに限る。)をいう。)

2 前項の申出を受けた学長は、当該テニユア・トラック教員の休業等の期間の範囲内で、任期を延長することができる。この場合において、延長後の任期は、当該教員が延長を申し出た期間を従前の任期に加算した期間とする。ただし、本規程に基づき採用された日から通算した契約期間(以下「通算契約期間」という。)は、別表の再任に関する事項に規定された再任の場合の任期を含めて 10 年を上限とする。

3 前項ただし書きの規定にかかわらず、本規程に基づき採用された日以前 6 月の期間に本学との間に締結された労働契約がある場合には、当該契約期間についても通算契約期

間に含めるものとする。

(定年)

第5条 国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年規則第52号）第23条の規定による定年は、この規程による任期に優先して適用する。

(周知)

第6条 この規程を定め、又は改正したときは、本学のホームページ等への掲載により、広く周知を図るものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、教員の任期に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学大学院における教員の任期に関する規程（平成9年10月22日制定）、国立大学法人東京外国語大学外国語学部における教員の任期に関する規程（平成18年3月28日制定）及び国立大学法人東京外国語大学留学生日本語教育センターにおける教員の任期に関する規程（平成20年1月7日制定）は、廃止する。
- 3 平成21年3月31日現在、前項の廃止規程により任用されている者にあつては、この規程に定める職として任用されたものとみなし、その任期についてもなお従前の例による。
- 4 平成21年3月31日現在、第2項の廃止規程に基づき、地域文化研究科国際文化講座に任用されている者にあつては、平成21年4月1日に配置された組織においてもなお当該規程に基づき任用されたものとみなし、その任期についてもなお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年5月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月22日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第4条の対象となる教員は、この規程の施行後において採用する教員から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年1月21日から施行する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所における教員の任期に関する規程（平成17年規則第35号）は、廃止する。
- 3 令和7年1月20日現在、前項の廃止規程により採用されている者については、この規程に定める職として採用されたものとみなす。

別表 法第4条第1項の規定に基づき任期を定めて採用する教員の職

教育研究組織又はプロジェクト名等		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠条項
部 局 名	部門、研究部門等				
大学院総合国際学 研究院 大学院国際日本学 研究院	全部門	准教授 、講師 又は助 教	4年以内 で定める 期間	1回に限り可。 ただし、 再任の場合の任期 にあつては1年以内とする 。	法第4条第 1項第1号
アジア・アフリカ 言語文化研究所	全部門	助教	5年	再任不可	法第4条第 1項第2号